

公共事業の事後評価書

(民有林補助治山事業の期中の評価)

平成 1 5 年 3 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

事業採択後原則として5年を経過した時点で継続中である事業実施地区等について、5年ごとに事後評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
補 助 事 業	民有林補助治山事業	57
計		57

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

本評価は林野庁が実施した。

なお、評価に当たっては、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁の評価担当部局において実施した。

2 評価実施期間

平成16年1月から16年3月

3 評価の観点

本評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等の項目を点検し、必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の項目を点検し、事業の方針を決定した。

結果については、評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、意見を聴取した。

同専門部会において、主な意見の概要は以下のとおりであった。

期中の評価結果実施地区について、いずれも「継続」との実施方針は、妥当である。

評価書の冒頭などに、誰がどのように評価したかを明記するなど、評価プロセスの透明性を確保する必要がある。

現在の評価は、経済効果、安全などのわかりやすい観点で判断しようとしている。森林については、文化などの定性的な表現についても検討する必要がある。

一般の人にわかりやすい個表をつくるという努力は重要であり、今後とも続けて行く必要がある。

また、委員構成は、[別添3](#)のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区毎に「期中の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。

農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料、議事録については林野庁において、インターネット等で公表することとしている。

本評価に対する問い合わせ先（事業主管課）は[別添1](#)のとおりである。

7 評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区において、評価を実施したところ事業の必要性、効率性、有効性が認められ全て継続すべきとの結果であった。

各事業地区ごとの評価結果は、評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。